

議案第 4 号

南房総市駅舎附帯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市駅舎附帯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総市駅舎附帯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
南房総市駅舎附帯施設の設置及び管理に関する条例(平成 1 8 年南房総市条例第 1 9 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表富浦駅コミュニティ施設の項の次に次のように加える。

富浦駅交通利便施設	南房総市富浦町原岡 4 3 7 番地 8
-----------	----------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(南房総市富浦駅ふれあい公園等の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 南房総市富浦駅ふれあい公園等の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年南房総市条例第 1 9 2 号）は、廃止する。

議案第4号 南房総市駅舎附帯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行												
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富浦駅コミュニティ施設</td><td>南房総市富浦町原岡4 32番地2</td></tr> <tr> <td><u>富浦駅交通利便施設</u></td><td><u>南房総市富浦町原岡4 37番地8</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	富浦駅コミュニティ施設	南房総市富浦町原岡4 32番地2	<u>富浦駅交通利便施設</u>	<u>南房総市富浦町原岡4 37番地8</u>	第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富浦駅コミュニティ施設</td><td>南房総市富浦町原岡4 32番地2</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	富浦駅コミュニティ施設	南房総市富浦町原岡4 32番地2		
名称	位置												
富浦駅コミュニティ施設	南房総市富浦町原岡4 32番地2												
<u>富浦駅交通利便施設</u>	<u>南房総市富浦町原岡4 37番地8</u>												
名称	位置												
富浦駅コミュニティ施設	南房総市富浦町原岡4 32番地2												
第3条～第8条 (略)	第3条～第8条 (略)												

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（南房総市富浦駅ふれあい公園等の設置及び管理に関する条例の廃止）
- 2 南房総市富浦駅ふれあい公園等の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第192号）は、廃止する。